

介護報酬の算定要件の確認・自主点検について

介護サービス事業者は、基準に則して、必要な体制を整え、またはサービスを提供することによって、介護報酬及び各種加算を算定することができます。

各事業所・施設において、適正な介護報酬請求事務を行うために、定期的に介護報酬算定要件を確認・自主点検を行うとともに、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合には、すみやかに市へ届出を行ってください。

※ 届出・確認等行わず当該請求を行った場合は、不正請求に該当するおそれがあります。

また、自主点検を行うにあたり、実地指導時に使用している介護報酬の自己点検シート等を福山市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

【掲載場所】

福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)

→担当部署でさがす

→介護保険課

→指定基準について

介護報酬各種加算等自己点検シート（2012年度（平成24年度）改定）

【掲載内容】

- ・介護報酬各種加算等自己点検シート（各サービス）
- ・介護報酬に関する省令，告示及び通知並びにQ & A（厚生労働省HP）
- ・介護報酬に関するQ & A（広島県HP）